

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

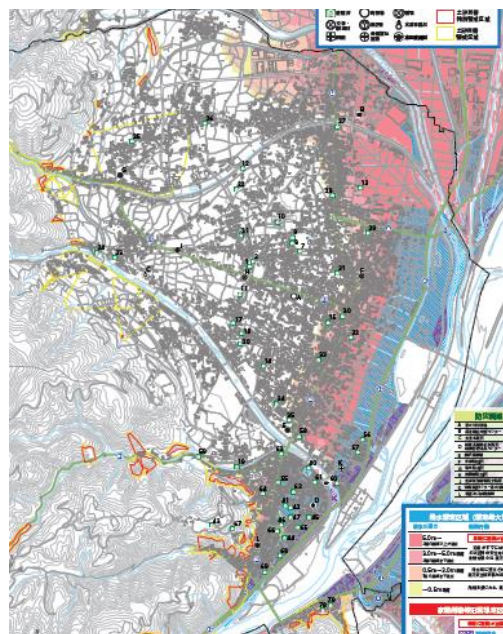
I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、旧鯉沢町の商業地区のほぼ全域が5mを超える浸水が想定されており、80%を超える範囲が河岸浸食の発生のおそれがあるほか、旧増穂町においても富士川に近く商業者が多い青柳町、大柵、長澤地区は浸水が想定され、この内、富士川から約1kmの範囲の地域は5mを超える浸水が想定されている。

出所：富士川町土砂災害・洪水ハザードマップ



(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、旧鯉沢町の明神町、大法師地区一帯は、土砂災害特別警戒区域であり、急傾斜地の崩壊等が発生した場合、付近の商工業者は建築物や身体に著しい危害が生ずる恐れがある。

(地震：J-SHIS)

当町の西側に糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間が延びており、地震ハザードステーションの「糸魚川-静岡構造線断層帯の長期評価（第二版）」によると、南部（白州-富士見山）区間全体が1つの活動区間として活動する場合、M7.6程度の地震が発生する可能性があり、今後30年以内に地震が発生する確率はほぼ0%~0.1%である。

(その他)

現在の富士川は以前のような水害はないが、1982年（昭和57年）の台風10号では、県下全域が豪雨に見舞われ、富士川が氾濫したことにより、旧鯉沢町に大きな被害が起きた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、近年新型コロナウイルス感染症が全国的かつ急速に蔓延しており、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 631人（令和3年7月現在）
- ・小規模事業者数 567人（令和3年7月現在）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
農業・林業	1	1	長沢地区
建設業	160	156	町内に広く分布
製造業	87	78	町内に広く分布
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	最勝寺地区
情報通信業	2	2	町内に分布

運輸業・郵便業	17	15	町内に広く分布
卸売業・小売業	157	128	町内に広く分布
金融業・保険業	2	2	町内に分布
不動産業・物品賃貸業	19	17	町内に広く分布
学術研究・専門・技術サービス業	24	21	町内に広く分布
宿泊業・飲食サービス業	56	52	町内に広く分布
生活関連サービス業・娯楽業	58	56	町内に広く分布
教育・学習支援業	7	5	町内に広く分布
医療・福祉	7	5	町内に広く分布
複合サービス業	2	2	町内に分布
サービス業（上記以外）	31	26	町内に広く分布
<b>合計</b>	<b>631</b>	<b>567</b>	

### (3) これまでの取組

#### 1) 当町の取組

##### ・防災計画の策定

町では、富士川町防災会議を設置し、これまでの多くの災害を教訓に、避難対策の見直しや制度改正に伴う見直しを行い、災害対策基本法第42条の規定に基づき、富士川町地域防災計画（H30年改訂版）を策定した。

本計画は、本町の地域に係る災害に関し、町の処理すべき事項や地域内の防災機関を包含した総合的、機能的な計画として定め、すべての機能を効率的に発揮して防災活動の万全を期し、もって住民の生命、身体及び財産を、災害から保護することを目的としている。

##### ・防災訓練の実施

町では、災害発生時に効果的な防災活動が実施できるよう「総合防災訓練」、「非常通信訓練」、「避難訓練」、「自主防災組織訓練」、「防疫訓練」、「消防訓練」、「水防訓練」、「避難所運営訓練」を実施し、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じ改善を行っている。

##### ・防災、感染症等対策備品の備蓄

町では、富士川町防災備蓄倉庫条例により、町民の安全を図るため、災害の発生に備えて、応急救護に必要な物資及び防災用資機材の備蓄、保管のため、防災備蓄倉庫を設置している。

また、必要に応じて、協定締結事業所や町内業者から物資を調達する。災害規模が大きく、供給が不足する場合は、協定締結市町村や県へ物資供給を要請する。

#### 2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の会員への周知
- ・関係機関主催の事業者 BCP 策定セミナーの会員への周知
- ・山梨県火災共済協同組合と連携した災害共済への加入促進
- ・防災備品（防災ラジオ、スコップ、懐中電灯、飲料水等）を備蓄

## II 課題

災害時には、町をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分でない。

更には、災害や感染症対策に備える保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

### Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発生時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・また、災害・感染等による被害発生後、いち早く経営活動が再開できるよう、災害等リスクに対応した共済・保険制度の活用について啓発活動を展開する。

#### \* その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導等の際、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、損害保険等の概要、事業所BCP取り組み事例等の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等を行うよう事業者へ周知するとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和5年3月31日までに作成

##### 3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結んだ保険会社等から専門的知識を有した職員等を派遣いただき、普及啓発

セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・事業継続力強化支援に関する打合せ会（構成：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、2時間以内に職員の安否報告を行う。  
（メール、LINE 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等（家屋被害や道路状況等）を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、インフルエンザ等対策特別措置法 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、富士川町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。また、職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。

「被害規模の目安」

大規模な被害がある	・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

\*なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
2週間～3週間	1日に1回程度共有する

4週間～2カ月	3日に1回程度共有する
2カ月以降	1週間に1回程度共有する

・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

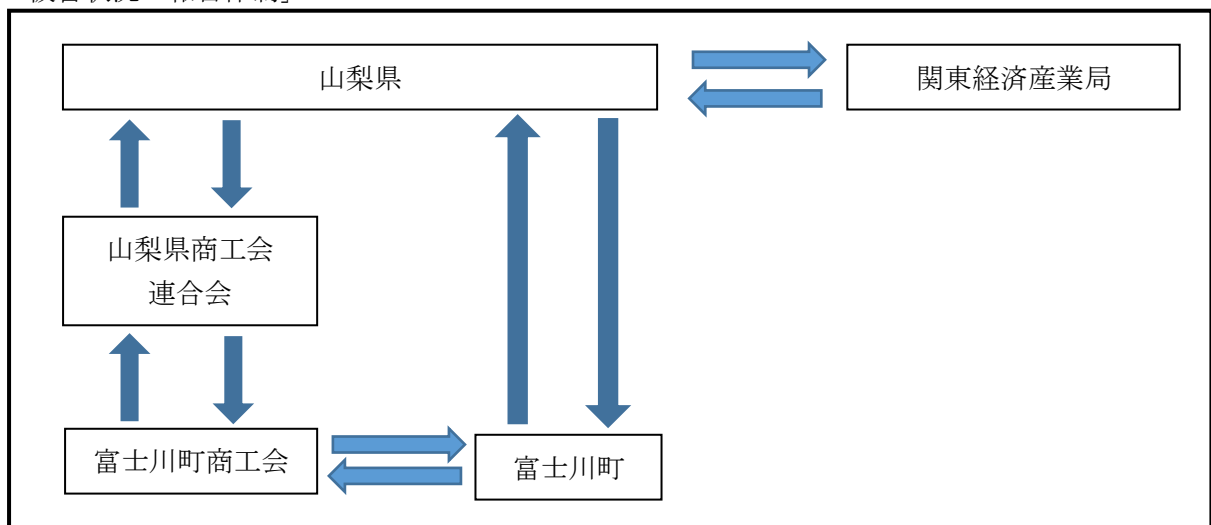
### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
  - ・小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害状況報告システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況をシステムに入力し、県商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有する。また、入力情報を出力し、町にも報告する。
- 「商工会災害状況報告システム入力項目と内容」

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者 ・家族 ・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場 (全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・社長自宅 (全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額 (円)	* 当会と当町は被害状況の確認方法、被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町が共有した情報を、山梨県の指定する方法で、当会又は当町より山梨県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は当町より山梨県へ報告する。

#### 「被害状況の報告体制」



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、町と相談する（当会は、国・県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

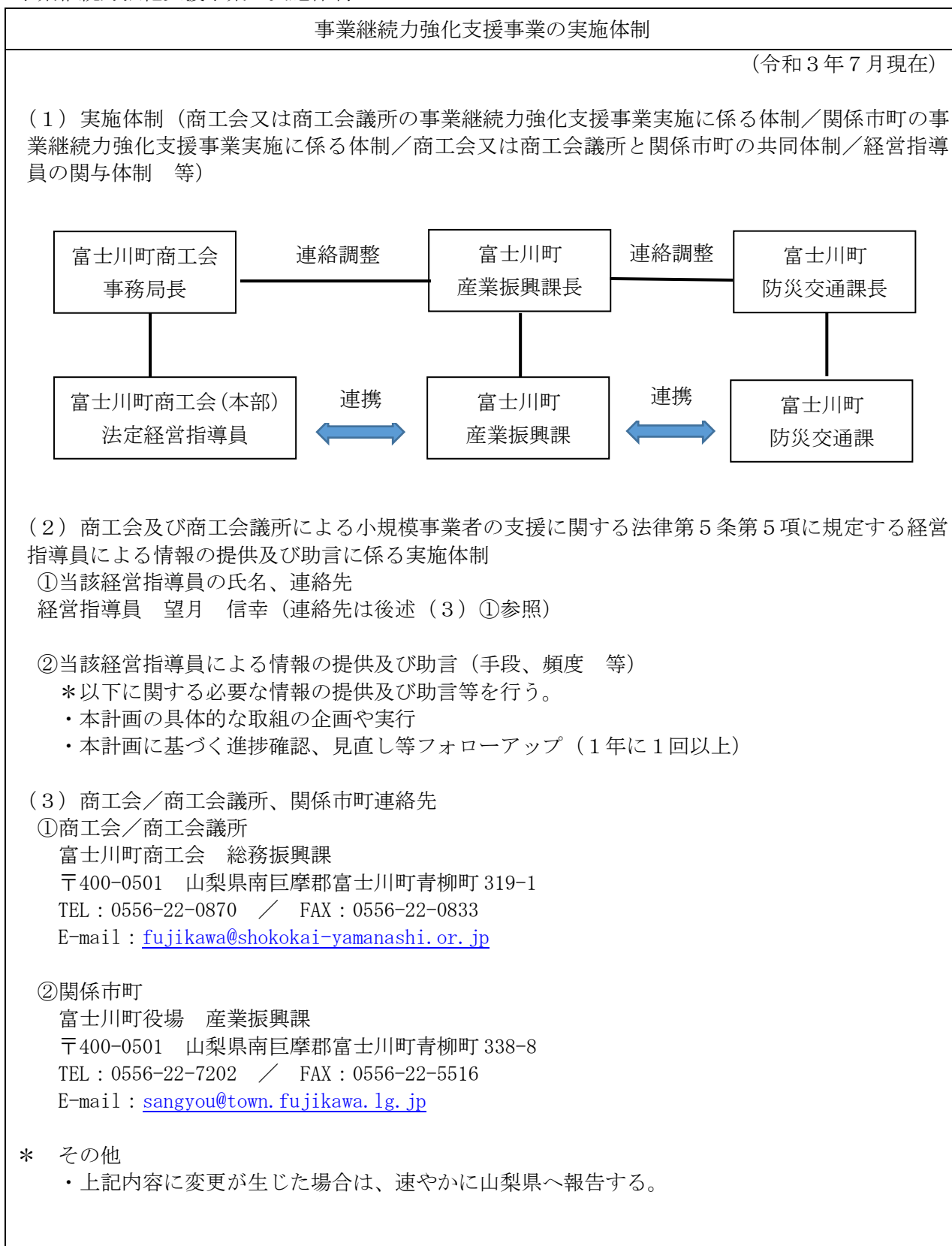
- ・山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災他の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

#### \* その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	450	200	450	200	450
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ等作製費	300	50	300	50	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、町補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
①山梨県火災共済協同組合 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37  ②東京海上日動火災保険株式会社 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-28  ③あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20-5	
連携して実施する事業の内容	
①地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を連携して周知する。  ②災害・感染等による被害発生後、いち早く経営活動が再開できるよう、災害等リスクに対応した共済・保険制度の活用について連携して啓発活動を展開する。  ③リスクファイナンス等に関するセミナー等を共催する。	
連携して事業を実施する者の役割	
「役割」 山梨県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は自然災害等のリスク対策の専門的知識を有した人材を派遣し、事業所に災害等の事前対策の必要性を説明し、災害等リスクに対応した共済・保険制度を紹介する。また、必要に応じて、リスクファイナンス等に関するセミナー等の講師となる。  「連携効果」 ・事業所に適した災害等リスク対策案の提示 ・効果的なリスクファイナンス等のセミナー開催	
連携体制図等	

